

平成29年度 相模原療育園事業計画

1. 基本方針

平成26年度に策定した「相模原療育園の使命・目標・行動指針」に基づき、相模原療育園は、利用者のみならず、職員が明るく楽しく安心できる環境を整備し、専門性の高い医療・看護・福祉を提供するとともに、改正社会福祉法完全施行への対応を通じ、さらに地域・社会に貢献するものとする。

◆相模原療育園の使命

- 1) 相模原療育園は、利用してくださる方々に、専門性を活かした質の高い医療・福祉サービスを提供し、信頼され、選ばれ続ける施設を目指します。
- 2) 相模原療育園は、利用してくださる方々が、明るく楽しく安心した生活を送れるよう、地域との連携を深め、社会に開かれた施設を目指します。

◆相模原療育園の目標

- 1) 四半世紀にわたる重心看護・福祉の経験と専門性を活かすとともに、新しい医療や福祉サービスを積極的に取り入れ、利用者に提供します。
- 2) 短期入所・生活介護利用者、外来患者にも質の高い医療・福祉サービスを提供し、地域で安心して生活できるよう在宅支援に貢献します。
- 3) それぞれの職種の専門性を理解、尊重し、職員が協働できる施設にします。
- 4) 研修事業や講演会等の継続的な実施を通じ、地域連携に努めます。
- 5) 大規模修繕の実施を含め、常に安全で明るい施設環境の整備に努めます。

◆相模原療育園の行動指針

- 1) 利用者主体
人権を尊重し、利用者の立場に立ち、信頼関係に基づくサービスを提供します。
- 2) 安全性
職員教育と技術習得を徹底し、事故・感染の防止に努めます。
- 3) 専門性
培った経験をもとに、常に新しい知識や技術を習得し、障害児者の医療、看護、福祉の専門性を追求します。
- 4) 環境整備
利用者、職員双方にとって、利用しやすい、働きやすい施設環境を整備します。
- 5) コミュニケーション
職員どうしや部署間のコミュニケーションを深め、チームワークを強化します。

2. 平成29年度の取り組み

1) 療養介護事業

【医療】

利用者の健康管理を行い、疾病を早期に発見し、適切に治療する。また、利用者の日常的な状況を医学的立場から把握し、他職種や保護者に伝えることで、利用者が適切な支援を受けられるよう貢献する。

- ① 平日は医師2名、土日、祭日、夜間は医師1名体制が原則であるが、今年度から外来のある火・金曜日は常勤医師2名に非常勤医師1名を増員し医師3名体制とする。医師間の情報伝達を適切に行う。
- ② 利用者の高齢化に伴い、様々な合併症や悪性新生物が増加している。早期発見に努め、専門施設に紹介する。また緩和ケアなどの知識の習得に努める。
- ③ 利用者の体調に変化を認める場合や治療の変更などがある場合は、速やかに家族などにインフォームドコンセントを行い、急変時の対応について十分説明する。
- ④ 集団生活であるため、感染症が発症しないように標準予防策を徹底する。感染対策委員と連携し、感染の拡大防止に努める。
- ⑤ 日頃から職員間で情報を共有し、チーム医療を行う。
- ⑥ 学会や講演会などに参加し、最新の医学的知識を得るよう努める。

【看護】

年々高齢化・重症化している利用者の体調管理は、専門的な知識・技術が必要な場面も多くなり、他院に入院して治療する機会も増加している。治療・看護の多様性に対応できるよう、より専門的な知識・技術の習得が求められている。専門職としてそれに対応できることで、利用者がより適切な医療・看護が受けられ、また充実した生活を送ることができるよう努めていく。

根拠に基づいた看護サービスを提供できるよう、フィジカルアセスメント能力の向上、看護過程の理解に継続して取り組む。実践した看護が適切に記録できるよう、昨年度改訂した看護記録形式の学習を継続し、新たに短期入所者のパス導入に向けても学習していく。

- ① 医療的ケアが必要な利用者が適切な看護を受けられるよう、施設内外の研修に積極的に参加し、専門的な知識・技術が習得できるよう努める。
- ② 看護計画立案・実施・評価を適切に実施できるよう、看護過程の知識を身につける。
- ③ 看護記録についての学習を継続し、提供した看護が適切に記録できるよう、記録に関する知識を身につける。
- ④ 医師のインフォームドコンセントには必ず同席して利用者の家族に寄り添い、利用者の状況を十分理解し、看護に生かせるようにする。
- ⑤ 新しい試みが定着するよう、効果的に学習の機会を作る。

【生活支援】

利用者主体、利用者のQOLの向上につながる支援を常に考え、介護の知識・技術の向上に努

める。そして、より専門性を追求した個別支援ができるよう、サービス管理責任者が中心となり、介護過程、個別支援計画の実施・評価についての学習を進めていく。また、実施した支援が適切に記録できることをめざし、昨年度改訂した介護記録形式の学習を継続し、知識・技術の習得に努めていく。

- ① 支援のためのスキルを向上させるため、施設内外の研修に積極的に参加し、専門的な知識・技術が習得できるよう努める。
- ② 個別支援計画立案・実施・評価が適切にできるよう、介護過程の知識を身につける。
- ③ 介護記録についての学習をすすめ、提供した介護・支援が適切に記録できるよう、記録に対する知識を身につける。
- ④ 利用者が、明るく楽しい生活を送るために、ボランティアの導入などインフォーマルな地域資源を活用し、施設内外活動の充実を図る。
- ⑤ 他職種・職員間のコミュニケーションを深め、協働することでより良い支援につなげていく。
- ⑥ 職員の知識・技術の向上を目指した、施設内研修を積極的に実施する。

【薬局】

利用者の様々な合併症の増加に伴い、利用者に処方される医薬品は多岐にわたっている。医薬品の適正使用を推進し、薬物療法における有効性・安全性を確保する。

- ① 利用者または現にその看護にあっている者に医薬品に関する情報を的確に提供し、薬学的指導を行い、副作用を未然に防止する。
- ② 医薬品に関する情報を迅速に施設内に伝達する。
- ③ 医薬品安全管理のための研修を実施する。
- ④ 後発医薬品の使用を促進し、廉価で適正な医薬品を使用する。
- ⑤ 他職種と緊密に連携し、チーム医療に貢献する。
- ⑥ 研修等に積極的に参加し、専門職として職能の向上に努める。

【リハビリテーション】

理学療法・作業療法・言語聴覚療法の専門性を活かし、利用者の必要性に応じて対応することにより、利用者の安全で安心な生活と活動を支援する。

- ① 理学療法士3名（常勤）と作業療法士2名（非常勤）、言語聴覚士1名（非常勤）で対応する。
- ② 利用者が安全で安心な生活を送り、適切な活動ができるように、職員に対し、専門的な立場から情報の提供と助言を行う。
- ③ リハビリ室の環境を整え、利用者に安全にリハビリが提供できるよう努力する。
- ④ 車いす、座位保持装置、下肢装具などの補装具を速やかに作製できるよう努力する。
- ⑤ 他職種と連携し、チーム医療を行う。
- ⑥ 講習会等に積極的に参加し、専門的な知識・技術を習得できるよう努力する。

【栄養】

摂食嚥下機能が低下している利用者が増えているため、利用者が安全に楽しく食事ができるよう工夫していく。また経管栄養者に対し、より食事に近い栄養を提供できるよう努力する。

- ① 他職種からの意見も取り入れ、食材の提供方法を見直し、検討する。
- ② ミキサー食（つるりん食）について、食材別に使用するゲル化剤の見直しを検討する。
- ③ 胃瘻食がスムーズに注入できるよう、水分量（硬さ）についてさらに検討する。
- ④ 利用者の嗜好を考慮したメニューの導入を行っていく。

2) 短期入所事業

2床のベッドを地域の利用者が有効に使用できるよう、入所調整を強化しながら事業を展開する。昨年度から取り組んだ、各グループの担当者制を継続し、保護者の方とも一層の信頼関係が構築できるよう、更なる支援を実施する。

また、要望のある呼吸器装着者の利用について、医師・看護師・支援課スタッフが協働して準備に取り組んでいく。

- ① 家族の意向を尊重した、地域生活と隔たりのない生活支援が提供できるよう、施設内環境を整える。
- ② 利用者の情報共有を徹底し、利用者の特性を把握して事故のない環境を整える。
- ③ 新規利用者の受け入れを積極的に行い、短期入所利用者の拡大を図る。
- ④ 医療的ケアが必要な利用者に対し、医師・看護師・生活支援員が協働して、受け入れ環境を整える。
- ⑤ 持参薬の管理は薬剤師が行い、適切に管理する。
- ⑥ 医師は主治医との連携を密にし、短期入所中の情報を主治医に提供する。
- ⑦ 各グループに配置した短期担当者を中心に、今年度の支援の継続、入所時の体制の見直し等昨年度の課題を解決できるよう取り組んでいく。
- ⑧ 中央支援学校教員、他病院の協力を得て、人工呼吸器装着者の受け入れを計画的に準備する。

3) 生活介護事業

平成 29 年度は登録者 15 名でスタートする。各関係機関、他事業所と連携をとりながら、利用者のニーズに応えられるよう事業を展開する。また、支援学校の卒業生を受け入れるために、学校の教員と連携をとりながら情報共有し、必要時受け入れができるよう準備を進めていく。

- ① 季節感を大切にすること、ご家庭でできないような生活体験を拡大することの 2 点を目標に年間計画を立案し、日々の活動を実施する。
- ② 利用者のニーズに合わせて、臨時利用（入浴サービス等）の拡大を図る。
- ③ 利用者個人に合わせた、個別支援計画の実施を強化する。

4) 外来診療事業

てんかん、肢体不自由、重症心身障害の患者だけでなく、発達障害の子どもの受診が増加している。今後、成人年齢に達しているてんかんの患者には成人科への転科を促し、また発達障害の患者は原則中学3年生までとし、患者数と医師数のバランスをとり、医療の質の維持・向上に努める。

- ① 発達外来を担当する医師は3名（施設長と非常勤医師2名）体制とする。またリハ後診察を担当する非常勤医師1名（病棟管理兼務）を増員する。
- ② リハビリテーションは理学療法士3名（常勤）、作業療法士2名（非常勤）、言語聴覚士1名（非常勤）とし、それぞれの専門性を活かしたリハビリテーション医療を提供する。またリハビリ室の環境を整備し、患者の状態とリハビリテーションの目的に応じた実施回数の調製等を行い、新規患者の受け入れ態勢を整える。
- ③ 南区こども家庭相談課療育相談班、児童発達支援センターバンビと積極的に連携し、またバンビ利用調整会議を開催し、バンビ利用者の外来受診を能率よく行う。
- ④ バンビを利用している発達障害の子どもの対象に、発達外来の医師・看護師とリハビリテーションスタッフが定期的にカンファレンスを行い、より良い医療を提供する。

5) 地域連携

地域・社会に開かれた施設をめざし、積極的にさまざまな事業を展開していく。

- ① 医療・看護・生活支援部門が長年培ってきた専門的な知識やスキルを地域に発信する。
- ② 相模原市重症心身障害児（者）看護研修事業の受託継続など、行政と連携し、市民に貢献する。
- ③ ボランティアとの連携を深めるとともに、つくしんぼ祭り、夏まつりなどの行事を通し、地元自治会をはじめ、地域との連携をさらに深める。
- ④ 近隣の福祉施設、相談支援事業所、特別支援学校と連携を深める。
- ⑤ 近隣の特別支援学校、バンビへ積極的にリハビリテーションスタッフを派遣し、専門的な知識を提供する。

6) 施設管理

【大規模修繕事業】

相模原療育園は竣工より28年が経過し、予てより懸案となっている大規模改修事業の実施に向け、建築設計事務所とともに具体的な改修案の策定を行っているところであるが、今年度は、次の項目について優先的に実施することとする。

- ① 昨年度の医療監視において相模原市保健所から助言を受けている厨房の設備更新（湿式から乾式への移行含む）。
- ② 雨水等の漏水が複数個所にわたって発生していることから、屋上防水設備の更新。
- ③ 館内エレベーター設備の部品欠品に伴うエレベーターの更新。
- ④ 感染防止のため、現在2室ある予備室の3室化実施。

建物設備については経年による老朽化への対応はもちろんだが、将来の建替えをも視野に

入れた中長期スパンでの改修・更新計画策定とともに資金計画を立案し、費用対効果、優先順位を踏まえたうえで慎重に検討、実施するものとする。

【防災・防犯対策】

昨年発生した市内障害者支援施設での事件を踏まえ、防災に特化した対策だけでなく、防犯にも力点を置いた対策の策定と施設管理を強化するとともに、防災から防犯まで幅広く対応できる会議体の設置と「災害対策マニュアル」等の更新を行い、職員一人ひとりの防災・防犯意識の高揚、定期的な訓練実施により、有事に備えるものとする。

以 上